2020.05.05

InterRisk Thai Report ＜2020 No.09＞

東南アジアにおける新型コロナウイルスへの対応

【要旨】
- ■ 2020年5月4日現在、東南アジアで新型コロナウイルスの感染者数が最も多い国はシンガポール、死者数が最も多い国はインドネシアです。
- ■ ベトナム、カンボジア、ラオスでは新型コロナウイルスによる死者は報告されていません。
- ■ 全ての国で入出国制限、行動制限等の防疫対策が実施されています。
- ■ マレーシア、タイ、ベトナム、ラオスでは限定的に行動制限が緩和されています。またシンガポールでは段階的な規制緩和計画が公表されています。

当レポートは、東南アジアにおける新型コロナウイルスへの対応について、各国の日本大使館が公表する情報等を基にまとめたものです。当レポートに掲載する情報は公表された資料から抜粋、要約したものであり、より詳細な情報については各国政府および日本大使館のウェブサイト等でご確認されることをお勧めします。また、当レポートは各国の新型コロナウイルスへの対応について評価する意図はありません。

1. 感染者数・死者数・回復者数

2020年5月4日時点の東南アジア各国における新型コロナウイルス感染者数、死者数、および2020年5月3日時点の回復者数は下表の通りです。

表1：感染者数・死者数（2020年5月4日9:00 A.M.時点）、回復者数（2020年5月3日11:00 A.M.時点）

国	感染者数	死者数	回復者数
シンガポール	17,548 名	17 名	1,347 名
インドネシア	11,192 名	845 名	1,665 名
フィリピン	8,928 名	603 名	1,124 名
マレーシア	6,176 名	103 名	4,326 名
タイ	2,969 名	54 名	2,732 名
ベトナム	270 名	0 名	219 名
ミャンマー	151 名	6 名	37 名
カンボジア	122 名	0 名	120 名
ラオス	19 名	0 名	9 名
日本	14,839 名	492 名	3,205 名

（出典：感染者数、死者数はWHO[*1]、回復者数はMinistry of Public Health (Thailand) [*2]）

2. 感染者数・死者数の推移

2020年2月1日以降のシンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム、日本における感染者数、死者数の推移を下図に示します（出典：WHO[*1]）。

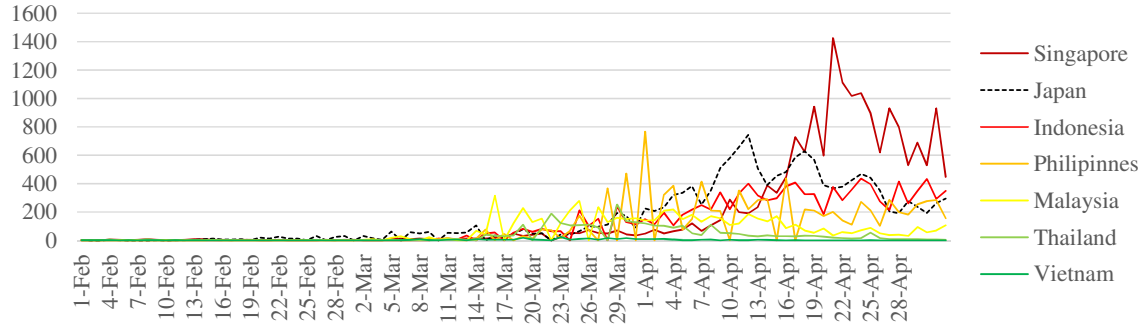

図1：感染者数（2020年2月1日～5月4日）

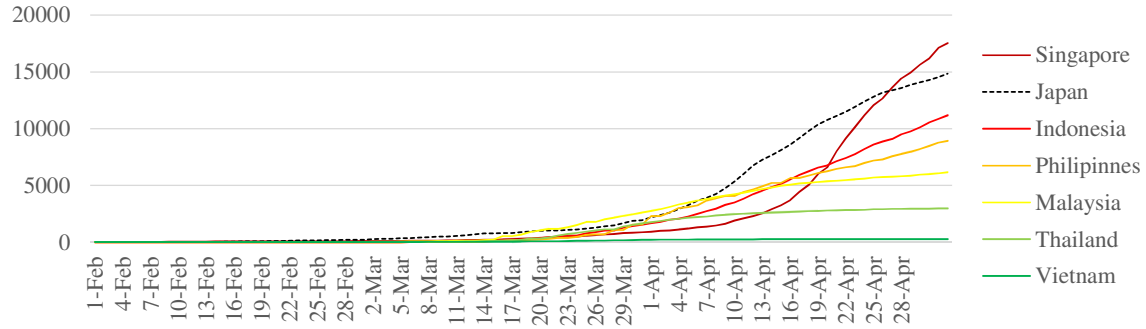

図2：感染者数累計（2020年2月1日～5月4日）

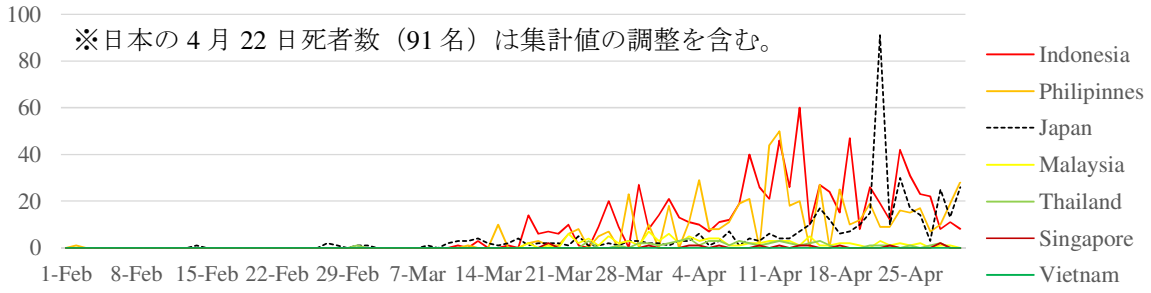

図3：死者数（2020年2月1日～5月4日）

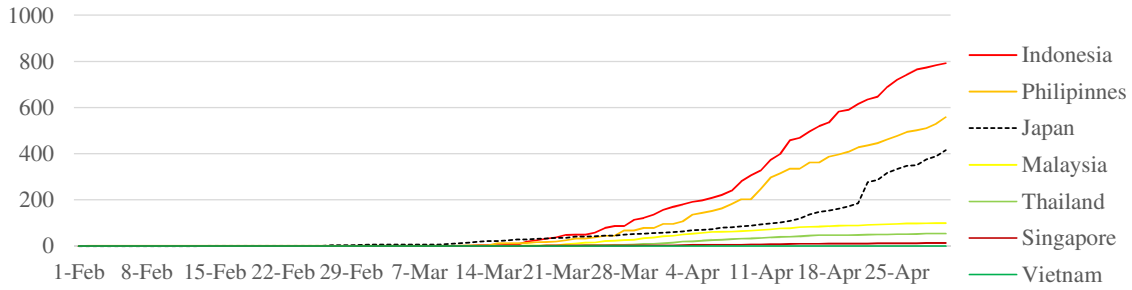

図4：死者数累計（2020年2月1日～5月4日）

3. 主な防疫対策が適用された日

各国で主な防疫対策（入国制限、行動制限）が適用された日は下表の通りです。各対応の概要および詳細な情報は次ページ以降をご参照ください。

表2：各国の新型コロナウイルス対応（出典：各国大使館[*3,4,5,6,7,8,9,10,11]）

【入国制限　▲：一部地域からの入国制限開始、×：全ての国からの入国を制限】
【行動制限　★：大規模な行動制限開始または強化、☆：行動制限の一部を緩和】

	SP	ID[*1]	PH[*2]	MY	TH	VN	MM[*3]	KH	LA
1月									
24th						▲			
27th				▲					
29th	▲								
2月									
2nd			▲						
5th		▲							
3月									
11th					▲				
13th	★						▲		
17th			★					▲★	
18th				★×					
20th									
22nd			×			×			
24th	×								
26th					★×				
27th	★								
28th						★			
30th									×
31st								×	
4月									
1st						★	×		★
2nd		×							
7th	★								
10th		★							
18th							★		
21st	★								
23rd						☆			
5月									
3rd					☆				
4th				☆					☆
（大規模な行動制限の期限）									
	6月1日	5月22日	5月15日	5月12日	5月31日	-	6月22日[*4]	-	5月17日

SP：シンガポール、ID：インドネシア、PH：フィリピン、MY：マレーシア、TH：タイ、VN：ベトナム、MM：ミャンマー、KH：カンボジア、LA：ラオス

*1：インドネシアの行動制限はジャカルタ首都特別州での対応を記載
*2：フィリピンの行動制限はルソン全域での対応を記載
*3：ミャンマーの行動制限はヤンゴン地域での対応を記載
*4：ミャンマーの行動制限の期限は夜間外出禁止令の期限を記載

4. 各国の主な防疫対策

(1) 入国制限

シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナムでは1月末から2月初めに、他国に先駆けて中国からの入国が制限されました。3月末からは全ての国で外国人の入国がほぼ禁止されており、例外的に入国が許可される場合でも健康証明書の提出等が義務付けられます。

【シンガポール】

1月29日に、過去14日以内に湖北省への渡航歴がある者及び湖北省発行の中国旅券所持者の入国、トランジットが禁止され、その後2月2日に中国、2月27日、3月5日、16日に韓国、イラン、イタリア等へ順次対象が拡大されました。全ての短期滞在者の入国、トランジットは一部の例外を除き3月24日から禁止されています。

【インドネシア】

2月5日に中国、インドネシア間の航空便の運航が停止され、過去14日以内に中国への渡航歴がある全ての外国人の入国が禁止されました。その後3月20日までにイラン、イタリア等へ対象が拡大され、4月2日から一部の例外を除き全ての外国人の入国、トランジットが禁止されています。

【フィリピン】

2月2日に中国からの入国が禁止され、3月13日までに韓国、イラン、イタリアへ対象が拡大されました。3月22日に一部の例外を除きフィリピン国外に所在する外国人のビザが無効となり、新たなビザの発給も停止、ビザ免除の特権も停止されました。

【マレーシア】

1月27日に湖北省での中国国民向けのビザ発給が停止、2月9日には過去14日以内に湖北省、浙江省、江蘇省への渡航歴がある者の入国が禁止されました。その後3月5日までに韓国、日本、イタリア、イランへ対象が拡大され、3月18日から外国人渡航者の入国が禁止されています。

【タイ】

3月23日に物資の輸送を除いて陸上国境が封鎖され、3月26日から外交使節団、労働許可証所持者等を除く全ての外国人の入国が禁止、4月4日以降は給油の目的等以外でのタイに向けた航空機の飛行が禁止されています。

【ベトナム】

1月24日に武漢市、ベトナム間の航空便が停止、1月31日には全ての中国の感染地域とベトナムを結ぶ航空便が停止されました。3月22日から一部の例外を除き外国人の入国が禁止されています。ベトナムでは3月1日以降に入国してきた者全てにウイルス検査を実施する等、特に外国からの渡航者への検疫が徹底されました。

【ミャンマー】

3月13日に、過去14日以内に中国湖北省、韓国テグ、キョンサンでの滞在歴のある外国人の入国が禁止、3月29日に全てのタイプの入国ビザの発給が停止された上で、4月1日から全ての国際商用旅客航空便の国内での着陸が禁止されています。

【カンボジア】

3月17日にイタリア、アメリカ、イラン等からの外国人の入国が禁止、3月31日に観光ビザ等の発行が停止されました。

【ラオス】

3月30日から一部の例外を除き外国人の入国が禁止されています。

(2) 行動制限

当レポートの調査対象9か国全てで娯楽施設の閉鎖等、行動が制限されています。特にシンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ラオスでは外出や事務所での就労が厳しく制限されています。

【シンガポール】

2月7日に感染症警戒レベルを引き上げ、その後、3月13日、3月27日、4月7日、4月21日と段階的に規制が強化されています。現在は生活必需品の購入、通院等の目的以外での外出が厳しく制限されています。企業活動については、生活に必要不可欠なサービス提供以外、在宅勤務では実施できない全ての業務、社会活動、その他の活動が停止されており、事業を継続する場合は事業計画の提出が義務付けられています。また、全ての教育機関は在宅指導に移行されています。

【インドネシア】

地域によって対応が異なりますが、ジャカルタ首都特別州では3月20日に娯楽施設が閉鎖され、4月10日から大規模な社会制限が実施されています。企業活動は生活に必要不可欠なサービス提供を除き、職場、事務所での就労が停止され、在宅勤務が実施されています。全ての教育機関は在宅指導に移行されています。また、4月23日に開始されたラマダン（断食月）およびレバラン（断食明け大祭）中の交通機関の利用が厳しく制限され、帰省が禁止されています。

【フィリピン】

地域によって対応が異なりますが、ルソン全域において3月17日に「強化されたコミュニティ隔離」の措置が適用され、全家庭で不要不急の外出が厳しく制限されています。企業活動については生活に必要不可欠なサービス提供を除き、従業員に職場への出勤を要求してはならないとされています。

【マレーシア】

3月18日に全土を対象とした活動制限令が発令され、生活必需品の購入、通院等の目的以外での感染地域内および地域間の移動が禁止されていました。企業活動については、生活に必要不可欠なサービス提供を除き、全て閉鎖（在宅勤務）されていました。食品・飲料、医薬品、電気電子製品等の製造は、当局の許可を得た上で操業が認められています。なお、5月4日から経済活動、社会活動の一部が再開されています（次ページ参照）。

【タイ】

3月26日に非常事態宣言が発令され、感染の危険性のある場所が閉鎖※されるとともに、少なくとも50パーセント以上の在宅勤務が要請されています（工場は操業を継続）。教育施設は「感染の危険性のある場所」に含まれ閉鎖されています。なお、5月3日から一部の施設で制限が緩和されています（次ページ参照）。※バンコク都では3月22日から閉鎖。

【ベトナム】

3月28日に首相指示第15号、4月1日により厳格な措置を規定した首相指示第16号が発令されました。首相指示第16号では、全ての国民に生活必需品の購入、通院、通勤等の目的以外での外出を控えるよう要請されています。工場の稼働は許可されていますが、ITを活用できる企業の職員には在宅勤務が要請されています（市によってはより厳格な措置が指示されている場合もあります）。4月16日以降は各地域を3段階の感染リスク（感染リスクの高い地域／リスクのある地域／リスクの低い地域）に分類し、それぞれの地域に対して首相指示第15号または16号が適用されました。なお、4月23日からこれらの社会隔離措置の一部が緩和されています（次ページ参照）。

【ミャンマー】

地域によって異なりますが、ヤンゴンでは4月10日に生活必需品の購入、通院、通勤等の目的以外での外出を自粛するよう要請が出され、4月18日にはヤンゴンの一部地域に対し、法律に基づく措置として改めて発出されました。

【カンボジア】
3月17日に博物館、映画館、クラブ、カラオケ店等が閉鎖されています。
【ラオス】
3月19日に全ての教育機関が休校となり、ナイトクラブ、カラオケ、マッサージ店の営業が停止されました。その後、4月1日に「COVID-19感染防止策の強化に係る命令」が発出され、事務所での勤務の停止、全ての住民に対し生活必需品の購入、通院等の目的以外での外出禁止、食品・薬品・医療器材等を除く工場の閉鎖措置が取られています。なお、5月4日に同命令の一部が緩和されています（以下参照）。

(3) 行動制限の緩和
マレーシア、タイ、ベトナム、ラオスでは限定的に行動制限が緩和されています。またシンガポールでは段階的な規制緩和計画が公表されています。
【シンガポール】
6月1日以降の活動再開に向けて準備を進めることが公表されています。活動再開に際してはチェックインシステム「SafeEntry」（職場や特定の公共施設を訪れる個人の氏名、NRIC/FIN、携帯電話番号を記録するシステム※）等のデジタルソリューションを普及、活用した上で、経済やサプライチェーンにとっての重要性、国内雇用への貢献度、職場における感染リスクを最小化する能力などを考慮し段階的に進めるとされています。5月5日以降、中国伝統医学針治療、コンドミニアム居住者専用スペースでの運動、理髪店、美容店等が順次再開される予定です。教育機関は5月19日以降、少人数による対面の指導、卒業年次の生徒の通学等が再開されるとのことです。
※5月12日以降、活動する全ての企業、サービスは従業員、訪問者の入退出を記録するため、SafeEntryシステムを導入しなければならないとされています。
【マレーシア】
5月4日以降、厳格な防疫対策が行われることを前提に、多くの経済活動、社会活動が許可されています。ただし、娯楽施設の営業、身体への接触等感染リスクを伴うスポーツ、モスク等宗教施設での集団によるお祈り、州を跨ぐ国内旅行は引き続き禁止されています。また、企業活動は時差出勤、在宅勤務が推奨されています。
【タイ】
5 月 3 日以降、厳格な防疫対策が行われることを前提に、市場、レストラン、スポーツ施設（野外の広い場所で行うチーム制ではないスポーツの競技場、ゴルフ場等）、理髪店・美容室（カット、洗髪、ブローのみ）等の営業が再開されています。なお、これらの規制緩和は 4 段階に分けた上で 14 日ごとに状況を評価し、その結果によって次の 14 日間の措置が決定されます。
【ベトナム】
4 月 23 日以降、厳格な防疫対策が行われることを前提に、一部の地域を除き生活必需品ではない商品、サービスを取り扱う店舗の営業が再開されています。ただし、不要不急のサービス業（娯楽施設、カラオケ、マッサージ等）や集客イベントは引き続き禁止されています。教育機関は、中学校以上は 5 月 4 日から再開、小学校、幼稚園は 5 月 11 日からの再開が予定されています。
【ラオス】
5 月 4 日以降、全ての住民は必要に応じて自宅から外出し、首都ビエンチャンまたは各県内での移動が許可されています。会社事務所はシフト制勤務により再開が可能です。レストラン、理髪店・美容室、ショッピングセンター等の営業も再開されています。教育機関は、小学校 5 年生、中等学校 4 年生、7 年生、国防学校、警察学校が 5 月 18 日から再開される予定です。なお、カラオケ店、映画館、マッサージ、カジノ等は引き続き禁止されています。また、通勤等以外の目的での県境を越える移動も許可されていません。

5. 今後想定される状況

感染の拡大が落ち着いたと判断された国では、国内または地域内での経済活動が徐々に再開されるフェーズに入っています。今後は段階的に規制を緩和し、状況を評価した上で更なる緩和もしくは再強化といった調整が各国で繰り返されることになります。ただし、感染の状況は各国で大きく異なるため、国内、地域内での経済活動がある程度回復したとしても、入国制限は長期間に渡って緩和されず、緩和される際も極めて限定的な範囲に止まるものと考えられます。新型コロナウイルスに対するワクチンや効果的な治療薬が開発され十分な量が流通するまではこのような状況が継続すると想定されますので、ウイルスの感染状況に一喜一憂することなく、長期的な視野を持って対応することが重要です。

InterRisk Asia (Thailand) Co., Ltd. 佐藤 公紀

参照

*1: https://covid19.who.int/
*2: https://ddcportal.ddc.moph.go.th/portal/apps/opsdashboard/index.html#/20f3466e075e45e5946aa87c96e8ad65
*3: https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*4: https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*5: https://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*6: https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*7: https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*8: http://www.vnembassy-jp.org/ja
*9: https://www.mm.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*10: https://www.kh.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*11: https://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
*12: https://www.tokutenryoko.com/news/passage/6755

インターリスクアジアタイランドは、タイに設立された MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等における火災リスク調査や洪水リスク評価、ならびに交通リスク、サイバーリスク等に関する各種リスクコンサルティングサービスを提供しております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先
InterRisk Asia(Thailand) Co., Ltd.
175 Sathorn City Tower. South Sathorn Road.Thungmahamek. Sathorn. Bangkok 10120. Thailand
TEL: +66-(0)-2679-5276
FAX: +66-(0)-2679-5278
https://www.interriskthai.co.th/

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS&AD インターリスク総研株式会社 2020

（参考：各国の防疫対策実施履歴）

(1) シンガポール

【入国制限】

1月29日	➢過去14日以内に湖北省への渡航歴がある者及び湖北省発行の中国旅券所持者はシンガポールへの入国、トランジットを許可されない
2月2日	➢過去14日以内に中国本土への渡航歴を持つ全ての者はシンガポールへの入国、トランジットを許可されない ➢中国旅券所持者は、既に短期滞在ビザ及び数次ビザを発行されている場合でも入国は許可されない ➢過去14日以内に中国に渡航したシンガポール市民、永住者、長期滞在ビザ保持者は、中国からの帰国日より14日間の休暇取得を勧告
2月27日	➢過去14日以内に韓国テグ及びチョンドへの渡航歴を持つ全ての者はシンガポールへの入国、トランジットを許可されない ➢過去14日以内に韓国テグ及びチョンドへの渡航歴を持つシンガポール市民、永住者、長期滞在ビザ所持者はシンガポール帰国日から14日間の外出禁止措置
3月5日	➢2月27日に適用された措置をイラン、イタリア北部、韓国に拡大
3月16日	➢同、イタリア、フランス、スペイン、ドイツに拡大 ➢過去14日以内に日本・ASEAN諸国・スイス・英国への渡航歴を持つ全ての者はシンガポール帰国日から14日間の外出禁止措置
3月17日	➢過去14日以内に日本・ASEAN諸国・スイス・英国への渡航歴があり、シンガポールへの入国・帰国を予定している全ての労働ビザ所持者（扶養家族を含む）は渡航前にMOMの承認が必要
3月21日	➢シンガポールに入国しようとする全ての者はシンガポール帰国日から14日間の外出禁止措置
3月24日	➢全ての短期滞在者（出発地を問わない）はシンガポールへの入国及びトランジットを許可されない。 労働ビザ保持者（帯同ビザ保持者も含む）、保健、運輸などの必要不可欠なサービス提供に従事する者のみが（再）入国を許可される。
4月10日	➢シンガポールに入国するすべてのシンガポール国籍者、永住者、長期滞在ビザ保持者は指定施設で14日間隔離

【主な行動制限】

2月7日	➢感染症警戒レベルをオレンジに引き上げ ✓学校や職場、多数の人が集まる場所においては体温検査を行うことを奨励する。 ✓空港、フェリーターミナル、陸路のチェックポイントにおいて体温検査を実行する。 ✓学校の休校や多数の人が集まるイベント等の延期を検討する。
3月13日	➢250人以上が参加する文化・スポーツ・エンターテイメントの全てのイベントを延期または中止を勧告 ➢職場の雇用主に対して可能な限り濃厚接触を減らすための措置（在宅勤務等）を勧告 ➢公共施設所有者、テナントは、可能な限り顧客との密接な接触を減らす対策（入館者数の制限、来訪者間の感覚確保等）を講じることを勧告
3月27日	➢バー、ナイトクラブ、ディスコ、映画館、劇場、カラオケ店等の娯楽施設を閉鎖 ➢塾や習い事教室の閉鎖 ➢すべての宗教的な礼拝や集会は中止（10 人以下の個人的な礼拝と必須の儀式は可） ➢すべてのイベントや大規模な集会は延期または中止 ➢従業員が在宅勤務で業務を遂行できる場合には、雇用主はそれを確実に行わなければならない ➢入国者に対する自宅隔離期間中の外出禁止違反等に対する罰則は、10,000ドル以下の罰金、または6ヶ月以下の懲役、またはその両方とする
4月7日	➢シンガポールの居住者や外国人労働者は、通勤が許可されている場合を除き、自宅に留ま

	らなければならない。食事やその他の必需品を購入、必要なサービスを調達するために外出することは可能だが、それ以外は外で過ごす時間を最小限に抑えなければならない。 ➢全ての飲食店は持ち帰りまたは配達のみの営業とする ➢食品製造・加工・スーパーマーケット、薬局等、生活に必要不可欠なサービスを提供する店舗以外の全ての小売店は閉鎖 ➢全ての集客施設（カジノ、プール、ゴルフ場等）は閉鎖 ➢ヘルスケア、金融サービス、エネルギー関連、交通・通信サービス等、必要不可欠な事業は営業を継続 ➢在宅勤務では実施できないすべての業務、社会活動、その他の活動は停止（事業を継続する場合は事業計画提出を義務付け） ➢全ての教育機関で在宅指導に移行
4月11日	➢許可された用件以外で外出してはならないこと等のセーフディスタンシング措置の違反者に対し300ドルの罰金、2回目の違反以降は罰金の増額または起訴
4月14日	➢外出時のマスク着用義務化（初回違反者は罰金300ドル､2回目以降は更なる処罰や起訴の可能性あり
4月21日	➢「サーキット・ブレーカー」の期間を6月1日まで延長 ➢職場での感染を最小限に抑え、外国人労働者間での感染を封じ込めるためにより多くの職場を閉鎖 ➢事業所での営業を継続できる事業者は、現場で働く必要のある労働者を登録 ➢すべての職場の敷地内でセーフディスタンシングを実施し、労働者は職場でマスクを確実に着用 ➢監督機関は、営業している事業所に対する監督の回数を増やし、違反事業所に対して断固たる措置を取る。初犯は1,000ドルの罰金、重犯にはより高額の罰金が科せられるか起訴される。職場内でクラスターが発生した事業者は業務停止。 ➢すべてのドミトリー（専用ドミトリー、工場改造ドミトリー、仮設宿舎、臨時宿舎など）への労働者の出入を禁止
4月23日	➢SafeEntry導入（人気の場所や必要不可欠なサービスの職場、特定の公共施設を訪れる個人の氏名、NRIC/FIN、携帯電話番号を記録）
5月2日	➢「サーキット・ブレーカー」の段階的緩和に関する計画を公表 ✓5月5日：痛みを緩和するという目的に限り中国伝統医学針治療を再開 ✓5月12日：理髪店・美容店等の営業を再開 ✓5月19日：少人数による対面の指導、卒業年次の生徒の通学を再開

(2) インドネシア

【入国制限】

2月5日	➢中国とインドネシア間の航空便の運航を停止 ➢過去14日以内に中国に滞在・訪問した中国国籍者及び外国人のビザ免除措置及びビザ発給を一時的に停止 ➢過去14日以内に中国に滞在・訪問した全ての外国人についてインドネシアへの入国を禁止
3月5日	➢イラン、イタリア、韓国の一部都市・地方からの渡航者のインドネシアへの入国、トランジットを禁止 ➢上記地域を除くイラン、イタリア、韓国からの渡航者は、各国の保健当局が発行する有効な健康証明書をチェックインの際に航空会社へ提出しない限り、インドネシアへの入国・トランジットを禁止
3月20日	➢日本を含むすべての国に対する短期滞在のビザ免除、入国時一時在留ビザ、外交公用ビザ免除を停止 ➢ビザ申請の際に保健当局(Health Authorities)が発行する健康証明書(Health Certificate)の提出を義務付け ➢過去14日以内にイラン、イタリア、バチカン、スペイン、フランス、ドイツ、スイス、英国に滞在歴のある外国人の入国、トランジットを禁止

4月2日	➢一部の例外を除き、全ての外国人のインドネシア入国、トランジットを禁止 ➢一時滞在許可（KITAS)・定住許可（KITAP）保持者や航空機の乗務員などはこの禁止措置の例外となる。ただし、例外に該当する外国人も入国にあたり、①英文の健康証明書の所持、②新型コロナウイルス非感染地域に過去14日間以上滞在、③インドネシア政府による14日間隔離の条件が課せられる。

【主な行動制限（3月20日、4月10日、4月22日はジャカルタ首都特別州での措置を示す）】

3月15日	➢大統領が新型コロナウイルスへの措置強化指示 ➢ジャカルタ首都特別州知事が、人混みを避ける措置（非常に重要な用件を除き外出しない、ジャカルタ外に出ない等）を要請
3月20日	➢バー、ナイトクラブ、マッサージ等の娯楽施設を閉鎖 ➢全ての企業に事業所活動の一時停止と在宅勤務を呼びかけ。事業所活動の全てを停止できない企業については活動を最小限に縮小。公共交通機関の利用を制限。
4月10日	➢大規模な社会制限を実施 ✓食料品、エネルギー関連、金融サービス、生活必需品の小売業、物流等を除き職場、事務所での就労を停止（在宅勤務） ✓全ての飲食店は持ち帰りまたは配達のみの営業とする ✓全ての公立・民間の娯楽公共施設を停止 ✓全ての教育機関で在宅指導に移行 ✓宗教施設での宗教活動を制限 ✓屋外での5人以上の集会禁止 ✓外出時のマスク着用義務付け
4月22日	➢ジャカルタ首都特別州の大規模社会制限措置を5月22日まで延長
4月24日	➢ラマダン及びレバラン期間における帰省の禁止（物資車両、政府高官の車両等を除き大規模社会制限の実施行政区等へ出入りするための陸上・鉄道・海上・航空交通の利用禁止）

(3) フィリピン

【入国制限】

2月2日	➢フィリピン人及びフィリピンにおいて永住許可を保有する外国人以外の中国本土とその特別行政区からの入国を禁止（フィリピン人及び永住許可を保有する外国人は14日間の検疫を受けることを条件に入国を許可）
2月10日	➢フィリピン人及びフィリピンにおいて永住許可を保有する外国人以外の中国、香港、マカオ、台湾からの入国を禁止（フィリピン人及び永住許可を保有する外国人は14日間の検疫を受けることを条件に入国を許可）
2月14日	➢台湾からの入国禁止解除
2月26日	➢韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡を入国禁止エリアに追加
3月13日	➢イラン、イタリアを入国禁止エリアに追加
3月22日	➢ビザ発給停止、ビザ免除特権を停止、既に発給された全てのビザを無効（既にフィリピン国内にいる外国人のビザには影響はなし、フィリピン国民の外国籍配偶者及び子については免除）

【主な行動制限】

2月7日	➢大規模イベントの中止を推奨
3月7日	➢公衆衛生警戒水準をCode Red sublevel 1 に引き上げ、医療対策を強化
3月13日	➢公衆衛生警戒水準をCode Red sublevel 2 に引き上げ
3月15日	➢マニラ首都圏で夜間外出禁止（午後8時～午前4時） ➢マニラ首都県の全ての教育機関を閉鎖 ➢集客イベントの禁止（参加者間が1m以上の距離を保つ重要な会議、宗教活動は可） ➢マニラ首都圏への出入りを制限

	➢民間企業の柔軟な業務体制を奨励
3月17日	➢ルソン全域に「強化されたコミュニティ隔離」の措置を適用 ✓全家庭で厳格な自宅隔離を実施（外出許可証（Quarantine Pass等）を発行し、外出時の携帯を求めるなど、不要不急の外出がなされないようチェックする措置を強化） ✓食料・医療の製造に関わるような必要不可欠な分野（公共市場、スーパーマーケット、食料品店、病院、薬局、食糧・医療の製造工場、銀行、電力・エネルギー・水、通信等）のみ必要最小限の人員にて営業を継続 ✓アウトソーシング（BPO）及び輸出志向産業は、最低限の労働体制及び適切な距離確保措置等が講じられることを条件に稼働を維持 ✓基本的生活必需品に係る企業以外、従業員に職場への出勤を要求してはならない ✓大規模公共交通機関の停止
4月2日	➢コミュニティ隔離措置の対象地域でのマスク着用を義務化
4月7日	➢ルソン全域の「強化されたコミュニティ隔離」を4月30日まで延長
4月24日	➢ルソン全域の「強化されたコミュニティ隔離」を5月15日まで延長

(4) マレーシア

【入国制限】

1月27日	➢武漢市及び湖北省における中国国民向けのビザ発給を一時停止
2月9日	➢過去14日以内に湖北省、浙江省、江蘇省への渡航歴がある者はマレーシアへの入国を禁止
2月28日	➢過去14日以内に韓国テグ広域市及び清道郡への渡航歴がある旅行者はマレーシアへの入国を禁止 ➢過去14日以内に韓国テグ広域市及び清道郡への滞在歴があるマレーシア人、永住権を持つ居住者、長期滞在ビザ、学生ビザを有する者は保健省によるヘルススクリーニングを受けなければならない
3月5日	➢過去14日以内に日本（北海道）、イタリア（Lombardy, Veneto and Emilia-Romagna）、イラン（Tehran, Qom and Gilan）に滞在した外国人（マレーシア国民、マレーシア永住者、長期滞在査証所持者を除く）の入国を禁止
3月18日	➢観光客及び外国人渡航者の入国は全て禁止

【主な行動制限】

3月11日	➢一般の人々が参加する全てのイベントの延期を強く勧告
3月13日	➢国際会議、スポーツ、社会的および宗教的イベントを含むすべての会議を適宜延期または中止
3月18日	➢全土に活動制限令を発令 ✓宗教、スポーツ、社会・文化活動を含む大規模集会を禁止 ✓全ての教育機関を閉鎖 ✓エネルギー関連、金融、薬局、物販、食料供給等の主要インフラを除き政府機関、民間企業は全て閉鎖 ✓スーパーマーケット、市場、食料品店等の日常必需品を販売する店舗を除き全ての商業施設を閉鎖 ✓全ての飲食店は持ち帰りまたは配達のみの営業とする ✓ドライブスルーや持ち帰り、デリバリーによる食料の供給、食料や日用品の購入、医療を受ける又は保健省医務技監により許可された特別な場合を除き、感染地域として宣言された区域内を移動禁止 ✓事前に警察官により許可された場合を除き、感染地域として宣言された区域間の移動禁止 ✓これらの規定に違反する者は、1,000リンギットを超えない罰金または6か月を超えない期間の禁錮またはその両方の責任を負う ✓食品・飲料、日用品、衛生用品、医薬品、医療機器、石油・ガス、石油化学品、電気電子製品の製造等は重要製造セクターとして国際貿易産業省の条件の下操業が認められる

3月25日	➢活動制限令を4月14日まで延長 ➢全ての公共交通機関の運行時間は午前6時から午前10時、午後5時から午後10時に限定。
4月1日	➢活動制限令第2段階を発令 ✓食料品や生活必需品の購入のための移動は居住地から半径10km以内のみ許可 ✓ヘルスケア、メディカルサービスを受けるための移動は居住地から半径10km以内のみ ✓レストラン等からの持ち帰りサービス（配達時間も含む）、スーパーマーケット・小店舗、ガソリンスタンドなどの営業時間を午前8時から午後8時までに規制 ✓これらの規定に違反する者は、1,000リンギットを超えない罰金または6か月を超えない期間の禁錮またはその両方の責任を負う
4月10日	➢活動制限令を4月28日まで延長
4月15日	➢活動制限令第3段階を発令
4月23日	➢活動制限令を5月12日まで延長
4月28日	➢活動制限令第1～3段階において操業が認められている経済セクターは最大の生産能力で操業可能
4月29日	➢活動制限令第4段階を発令
5月4日	➢大部分の経済活動、社会活動を許可 ✓映画館、カラオケ、娯楽施設等は禁止 ✓身体への接触、感染リスクを伴うスポーツは禁止 ✓モスク等宗教施設での集団によるお祈りは禁止 ✓州を跨ぐ国内旅行は禁止 ✓教育機関の閉鎖は継続 ✓レストランはテーブルを2m以上離す、従業員のマスク着用、来店客の氏名・電話番号等を記録する等の対応を実施 ✓企業活動は時差出勤を奨励。検温実施。在宅勤務を推奨。

(5) タイ

【入国制限】

2月23日	➢中国、香港、マカオ、台湾、日本、シンガポール、韓国からタイへ入国した場合、少なくとも14日間は自己観察
2月27日	➢上記対応にイタリア、イランを追加
3月11日	➢危険感染症地域（韓国、中国、イタリア、イラン）からの渡航者は自宅等における自己検疫で外出禁止
3月22日	➢タイに渡航する（タイ国籍の者を除く）全ての者に対し、新型コロナウィルス感染症に感染している恐れがない旨を示す健康証明書（出発日の72時間以内に発行）および新型コロナウィルス感染症の医療費につき10万米ドル相当以上の額を補償することが分かる保険証券を搭乗手続き時に確認
3月23日	➢全ての陸上国境を封鎖（物資の輸送は可）
3月26日	➢一部の例外を除き全ての入国を禁止（タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者およびタイ国籍を有した者は、渡航前72時間以内に発行された医療保証書を所有することを条件に入国可）
4月4日	➢一部の例外を除きタイ国に向けた航空機の飛行を禁止
4月27日	➢タイ国に向けた航空機の飛行禁止を5月31日まで延長

【主な行動制限】

3月22日	➢バンコク都等でレストラン（テイクアウトは可）、ショッピングモール（スーパーマーケット等の生活必需品を販売する店は可）、市場、全ての教育施設、美容室、理髪店、遊園地、遊戯場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、プール、ジム、マッサージ等の施設を閉鎖
3月26日	➢非常事態宣言発令 ✓感染の危険性のある場所の閉鎖（上記施設の閉鎖を継続） ✓食料品店、病院、薬局等、生活必需品の小売店、銀行、工場、エネルギー関連などは営

	業を従来通り継続 ✓集会の禁止 ✓少なくとも50パーセント以上の在宅勤務の要請 ✓不要不急もしくは居住地で働いている場合は、県境を越えた移動を中止もしくは延期
4月3日	➢夜間外出禁止令発令（午後10時～午前4時）。違反者は2年未満の禁錮刑もしくは4万バーツ未満の罰金ないしはその双方に問われる。
4月10日	➢酒類販売禁止
4月28日	➢非常事態宣言、夜間外出禁止令を5月31日まで延長
5月3日	➢一部施設で制限を緩和（市場、レストラン、スポーツ施設（野外の広い場所で行うチーム制ではないスポーツの競技場、ゴルフ場）、理髪店・美容室（カット、洗髪、ブローのみ）等） ➢酒類販売再開 ※規制の緩和を4段階に分けた上で14日ごとに状況を評価し、その結果によって次の14日間の措置を決定。

(6) ベトナム

【入国制限】

1月24日	➢ベトナム航空局がベトナム各地と中国武漢市を結ぶ航空便の停止を指示
1月31日	➢全ての中国の感染地域とベトナムを結ぶ航空便を一部の例外を除き停止 ➢中国に過去2週間滞在していた中国人を含む外国人旅行者への観光ビザ発給を停止 ➢中国人観光客に対するビザの新規発給を停止
2月3日	➢過去14日以内に中国本土に滞在又は渡航した履歴のある外国人のベトナム国際空港での入国を拒否
2月23日	➢中国人、韓国人、日本人、シンガポール人に対する管理を強化
2月29日	➢韓国人に対するビザ免除を停止 ➢中国、韓国、イタリア、イランから入国する全ての者に対し、医療申告、医療検疫、隔離措置を指示
3月7日	➢ベトナムに入国する全ての乗客に医療申告を義務付け
3月15日	➢英国又はシェンゲン領域の各国から来た又は過去14日以内にそれらの国を通過したことのある外国人観光客のベトナム入国を停止 ➢外国人に対する到着ビザの発給を停止
3月18日	➢ベトナムに入国する者に対するビザ発給を停止 ➢ビザ免除の者、ベトナム系の人等は、在住国の権限ある機関が発行する新型コロナウイルス感染症が陽性でないことを証明する証明書を持ち、かつ、この証明書についてベトナムによる承認を得なければベトナムに入国できない。 ➢米国、欧州各国、ASEAN各国からの入国者を集中隔離の対象に追加
3月21日	➢ベトナムに入国する全ての者に対して集団隔離を実施
3月22日	➢全ての外国人の入国を停止
4月8日	➢3月1日以降入国してきた者全てに対する新型コロナウイルス検査を実施

【主な行動制限】

1月31日	➢祭典の中止 ➢公共の場でのマスク着用
2月3日	➢感染症の発生を発表した省市におけるすべての祭典を中止 ➢歴史・文化遺跡、観光名所などの活動を停止
2月7日	➢自宅での隔離に関するガイドライン公表（濃厚接触者を含む）
2月13日	➢Vinh Phuc省Son Loi村隔離検疫措置（3/3に終了）
2月14日	➢教育施設の休校延長を要請（2月末まで）
3月21日	➢全てのベトナムの航空会社、鉄道輸送会社、陸上輸送会社に対して、国内線航空機、列車、

	旅客船、省をまたいで旅客を乗せる車両について、これら輸送手段を運転する者は全ての乗客の医療電子申告を義務的に実施
3月24日	➢不要不急の商売サービス（カラオケ、マッサージ、バー、クラブ、映画館等）を休止
3月28日	➢首相指示第15号発令 ✓外出を最大限制限し真に必要なときのみ外出 ✓外出せざるを得ない場合はマスクを常に着用 ✓20名以上が集まる会議・イベント等の開催を中止 ✓事務所ビル、学校、病院等の周辺で10人以上集まることを禁止 ✓公共の場所でのすべての文化、スポーツ、娯楽活動を停止 ✓生活必需品やサービスを取扱う店を除き、管轄地域の商業サービス店を休業 ✓ハノイとホーチミン市から全国のその他地域への飛行機や旅客輸送活動を制限
4月1日	➢首相指示第16号発令（全国規模の社会隔離） ✓全ての国民は自宅に待機（食料、食品、薬品の調達や救急の目的、必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場で働く目的、及びその他の緊急の場合等、本当に必要な場合に限って外出するよう求める） ✓工場の稼働を許可するが、ITを活用できる政府行政機関や企業の職員については在宅勤務を要請。工場では1名でも感染者が発生したら直ちに工場を閉鎖。 ✓会社、学校、病院の外部や公共の場所において3人以上で集まらない。 ✓省（市）間・省（市）内の旅客輸送手段、契約車両（レンタカーを含む）、観光車両、タクシー、バスは一部の例外を除き全て停止。 ➢ハノイ市人民委員会の指示発令 ✓商業施設（スーパーマーケット、病院のみ）、市場（食料品売場のみ）、診察治療、金融、通信、警備サービス、ガス・ガソリン販売店等を除く全てのサービスを休業するよう要請 ✓工場、企業、生産施設、建設工事現場の責任者に対し、従業員を自宅、居住地、工場、工事現場に休ませるよう要請。ただし、食料、食品、果物の加工、医療物資製造、電気・水道・ゴミ回収、医療マスク製造等を除く。また、2020年4月15日以前に締結した契約書による発注を生産している工場、企業も除く。 ✓全ての建設工事を停止 ✓バス、タクシー、配車アプリ加入交通機関、バイクタクシー、省間連絡バス運行を停止 ✓罰則の規定（公共の場でマスクを着用しなかった者に最大30万ドンの罰金等）
4月16日	➢「感染リスクの高い地域」（ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市等）は首相指示第16号を4月22日または30日まで延長 ➢「感染リスクのある地域」は首相指示15号を4月22日まで延長 ➢「感染リスクの低い地域」は首相指示15号のみを実施
4月23日	➢社会隔離措置の緩和 ✓ハノイ市（一部地域を除く）、ホーチミン市等は「感染リスクのある地域」とされ、各省市が感染防止を確保した上で、必需品でない商品・サービスを取扱う店や露店の営業を決定 ✓ハノイ市の一部地域等（14日以内に感染者が発生した地域）は「感染リスクの高い地域」として引き続き4月30日まで首相指示16号を実施 ✓その他の省市は「感染リスクの低い地域」とされ、感染防止策を十分に実施した上で必需品でない商品・サービスを取扱う店の営業を許可 ➢ハノイ市の対応 ✓社会隔離措置を緩和し経済活動に関する制限を徐々に緩和する。ただし、バー、カラオケ、マッサージ、インターネットカフェ、ゲームセンターなど人々が集中する一部サービスの営業は禁止。 ✓イベント、スポーツ行事、宗教行事の実施、人々の集中する活動の再開は不可。 ✓公共の場でマスクを着用しない場合、大勢の集合が発生した場合は厳しく罰する。 ✓飲食店の再開に際しては、食事用のテーブル設置には安全な間隔を取り、フェイスシールド、メガネ、ビニールなどを用いて接客時の感染予防策を講じる。

	✓ショッピングセンター、スーパーマーケットではソーシャルディスタンスの維持、体温検査、消毒を厳格に実施。 ✓運輸総公社及び輸送サービス（タクシー、grab等）に対して、4月30日までは通常の20%から30%の稼働率での活動再開を認める。 ✓各機関、組織、団体の長は、感染予防を講じる責任を負い、労働者に対して業務日誌を毎日つけることを奨励し、必要に応じてすぐに提出できるようにする。 ✓各機関、団体、企業では検温、消毒を必ず実施し、労働者はマスクを着用。 ✓学校再開について、現時点での想定として中学校以上の教育機関については5月4日から、小学校、幼稚園については5月11日から再開を予定。
4月25日	➢首相指示第19号発令 ✓フェスティバル、宗教行事、スポーツの試合、公共の場や運動場において人々の集まる行事、不要不急の行事は引続き行わない。 ✓不要不急のサービス業（娯楽施設、カラオケ、マッサージ等）は引き続き営業停止 ✓商業サービス施設（卸売業、小売業、ホテル、レストラン等）、スポーツ練習場、遺跡、景勝地は平常の活動に戻すことができる。ただし感染予防策を講じなければならない。 ✓省市をまたぐ又は省市内の公共の旅客輸送については、平常の活動に戻すことができる。 ✓工場、生産拠点は活動を継続 ✓3段階の感染リスクに応じて各省市が感染予防策を実施
4月28日	➢ハノイ市人民委員会の指示発令 ✓職場、学校、病院以外の公共の場において20人以上の集会を行わず、人と接する際には最低1mの間隔を保つ。 ✓不要不急のサービス業（娯楽施設、ビューティサロン（美容院・散髪屋は除く）、カラオケ、マッサージ、バー等）は引き続き営業停止 ✓飲食店では最低2mの間隔を取るか、飛沫防止仕切り板を設置して最低1mの間隔を取る。テイクアウトを奨励。 ✓生活必需品でない商品・サービスを取り扱う店、デパート、モール、スーパー（飲食店、薬局、ガソリンスタンド、市場内の食料品店は除く）は午前9時以降の営業とする。歩道を占拠するあらゆる形態の露店の営業を禁止。 ✓工場、生産施設、建設現場は引き続き活動可能 ✓オンライン会議やITを活用した業務を奨励

(7) ミャンマー

【入国制限】

2月28日	➢空港（国際線のみ）に到着するすべての国際線旅客は検疫申告書を提出
3月13日	➢過去14日以内に中国湖北省、韓国テグ、キョンサンでの滞在歴のある外国人の入国禁止
3月15日	➢過去14日以内に韓国の上記地域以外に滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は14日間の自宅又はホテルでの隔離 ➢過去14日以内にイタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツに滞在したミャンマー人を含む全ての旅行者は、入国後14日間定められた場所での経過観察
3月19日	➢外国人の陸路による入国停止
3月21日	➢3月15日の措置対象に米国、スイス、英国、オランダ、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、オーストリア、ベルギーを追加 ➢eビザ申込み受付停止
3月25日	➢ミャンマーに入国する全てのミャンマー人に対して、ミャンマー到着後14日間の施設検疫を義務付け（4月11日から21日間の施設隔離と7日間の自宅隔離に変更） ➢ミャンマーに入国する全ての外国人に対して、ミャンマーに向かう航空機の搭乗から72時間以内の新型コロナウイルス陰性証明書の提示およびミャンマー入国後14日間の施設検疫を義務付け
3月29日	➢全てのタイプの入国ビザの発給を停止、ASEAN加盟国を含む二国間合意に基づき外国人に対して認めていたビザの例外的扱いを停止

4月1日	➢全ての国際商用旅客航空便の着陸を禁止
4月25日	➢入国制限措置を5月15日まで延長

【主な行動制限】

4月10日	➢医療や食料品購入といった必要不可欠な場合を除き、外出自粛を要請
4月16日	➢原則5人以上で集まることを禁止（会社、工場及び職場での業務のための通勤、許可された市場及びショッピングモールでの販売及び購入、通院等を除く）
4月18日	➢ヤンゴン地域で夜間外出禁止令発令（午後10時～午前4時） ➢ヤンゴンの一部地域における住民に対し自宅待機とする通達を法律に基づく措置として発出（企業、工場での業務のために通勤する者を除く） ✓必要な物資の購入の際は、1世帯につき1人のみ外出 ✓外出する際はマスクを着用 ✓通勤する者を送迎する車両と通行許可を受けた車両のみ区（Ward）外に移動可能
4月24日	➢ヤンゴン地域の夜間外出禁止令を6月22日まで延長
4月25日	➢ヤンゴン地域の自宅待機エリアを拡大

(8) カンボジア

【入国制限】

3月17日	➢イタリア、ドイツ、スペイン、フランス、アメリカ、イランから外国人の入国を禁止
3月31日	➢観光ビザ、e-visa、アライバルビザの発行停止（カンボジアに入国するためには海外のカンボジア大使館・総領事館での事前のビザ取得が必要） ➢入国時に新型コロナウイルスの陰性証明と保険額5万ドル以上の保険証書の提示

【主な行動制限】

3月17日	➢博物館、映画館、クラブ、カラオケ店を閉鎖 ➢コンサートや宗教的な集まりを禁止
4月10日	➢州境の越境移動を禁止（プノンペン都とカンダール州の州境は除く）

(9) ラオス

【入国制限】

3月2日	➢新型コロナウイルスの感染者が報告された国から入国する渡航者について、入国後14日間は体調の「自己観察期間」とし、同期間中は居所以外での不要不急の活動を避け、他人との接触を避けるよう推奨
3月20日	➢全種類のアライバルビザ、電子ビザ、観光ビザの発給停止、ビザ免除措置の停止 ➢ビザを取得済の者は、ラオス入国前に取得した健康診断書（発熱、咳、呼吸困難等のCOVID19の症状がない旨が記載された医療機関作成の書面）、過去14日間の渡航履歴、入国前の航空機内等で記載が求められる健康状態自己申告書を提出
3月21日	➢一部の例外を除き陸路での入国禁止
3月30日	➢ビザを発給された個人又はビザ免除国の国民は入国禁止
5月4日	➢必須な各種重要事業に従事し入国の必要がある外国人専門家、技術者及び労働者に対するビザ発給を除き、COVID19流行国から渡航する一般個人旅行者に対しては、全ての種類のビザ発給を停止。入国者は公的に指定されたセンターにおける検査及び14日間の隔離。

【主な行動制限】

3月2日	➢大規模イベントの延期又は人数制限の検討について推奨
3月19日	➢全ての教育機関を休校 ➢大勢の人が参加する行事、伝統行事、トレードフェア、スポーツ大会、結婚式、ラオス正月を祝う各種行事等を回避

	➢ナイトクラブ、カラオケ及びマッサージ店は営業停止。その他の店舗は通常どおり営業可。
3月25日	➢会議等、大人数の出席する行事の中止。テレワークの推奨。
4月1日	➢COVID-19感染防止策の強化に係る命令 ✓一部の例外を除き4月19日のピーマイ後まで、事務所での勤務を停止 ✓全ての住民に対し、生活必需品の購入や通院を除き自宅や宿泊施設からの外出を禁止 ✓他の地方、感染地域、感染のリスクのある地域への移動を禁止 ✓旅客運送サービスは営業を一時停止 ✓参加者が10人を超える各種の行事、会議又は集会禁止 ✓あらゆる娯楽店、カラオケ店、ビール店、マッサージ店、スパ、運動場及びスポーツ場、ナイトマーケットを引き続き閉鎖 ✓縫製工場、その他の工場及び感染拡大のリスクのある大型プロジェクトも閉鎖（食品、薬品、感染防御機材及び医療機材の工場を除く） ✓金融機関、病院、薬局、エネルギー関連、通信、小売店、飲食料品店等は事業継続を許可
4月15日	➢COVID-19感染防止策の強化に係る命令を5月3日まで延長
5月4日	➢COVID-19感染防止策の強化に係る命令を一部緩和 ✓党・政府機関事務所及び会社事務所は、従業員及び公務員のシフト制勤務により再開できる。 ✓全ての住民は必要に応じ自宅から外出し、首都ビエンチャン又は各県内で移動できる。 ✓団体競技でなく密集しない運動又はアウトドアスポーツ（ウォーキング、ランニング、サイクリング、エアロビクス、ゴルフ等）は認める。 ✓各種店舗（例えば、レストラン、生鮮食品店、小売店、理髪店、美容店、生鮮市場、ショッピングセンター、卸売店、スーパーマーケット、カフェ、自動車修理店・洗車場、飲料水工場、氷工場等）は営業を行うことができる。 ✓各種ビジネスセクターによる大規模な各種工場及び投資事業で、対策特別委員会通知第31号の勧告に従った条件及び対策を正しく実施できるものは、営業を再開することができる。 ✓小学校5年生、中等学校4年生、7年生、国防学校、警察学校を2020年5月18日から再開するため準備する。 ➢以下は引き続き禁止 ✓公務による移動、学生、ビジネスマン、病気・死亡、貨物輸送、患者搬送等の必要な場合を除き個人の県境を超える移動を禁ずる。その場合、証明書を携帯すること。 ✓娯楽施設、飲酒店、映画館、カラオケ店、全種類のマッサージ・スパ店、カジノ、ナイトマーケット、屋内運動スポーツ施設、密集する団体競技のアウトドアスポーツ（例えば、サッカー、バスケットボール、バレーボール、マラソン、ボクシング、闘鶏、ペタング）及び10人を超える観客・選手が参加し1メートル以上の間隔を確保できない全ての競技種目 ✓10人を超える参加者があり1メートルの間隔を確保できない会合、宴会、パーティー又は集会